

# 国・地方公共団体における落札決定方法について (一考察)

Regarding the system of deciding successful bids in national and local governments (our considerations)

○和田 實 原 芽衣弥 荒武 睦子 (一社) 近畿建設協会

## 1. はじめに

かつての入札は、随意契約を除いて価格のみで落札者を決定していたが、価格以外の技術も考慮した入札方法が導入された。平成17年の公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)の成立後、本格的に価格と技術提案等で落札が決定されるケースが増大した。

本論文は、近畿地方における国及び地方公共団体の調査等の業務を中心に入札方式及びその落札決定方法を関係法から概説する。さらに価格と技術提案等が同点になった場合の電子くじについて詳説する。併せて、入札における落札決定方法について考察を述べる。

なお、本論文の内容は、近畿地方全体を網羅したものではなく、筆者らが業務を通して体験したことについて記載しているので、その旨ご了承願いたい。

## 2. 会計法

各省各庁に適用される会計法第29条の3第1項では、「契約担当官及び支出負担行為担当官は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、・・・(中略)・・・公告して申し込みをさせることにより競争に付さなければならない。」とあり、続く第2項では、「前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。」とある。

同法第29条の6、「契約担当官等は、競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲で最高又は最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするものとする。」なお、地方自治法第234条第3項も同様の規定となっている。

予算決算及び会計令(予決令)第83条には、「落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、契約担当官等は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。」とくじ引きの規定がある。地方自治法施行令第167条の9も同様の規定となっている。

## 3. 公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)

品確法第3条第1項の基本理念には、発注者である国及び地方公共団体の公共工事等が定義され、同法第2条第2項に、公共工事等に測量、地質調査、その他の調査(調査等)として点検及び診断が含まれている。

同法第3条第2項には、「・・・経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的に

優れた内容の契約がなされることにより、・・・」となっている。

同条第11項では、「公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに公共工事等の入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案及び相違工夫が活用されること等により、・・・」で、このうち、技術提案は公共工事等に関する技術又は工夫を指している。また同条第12項では、「・・・新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果が適切に評価されること等により、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮されなければならない。」となっている。

## 4. 入札方法と落札決定方法

### 4.1 入札方式

入札及び契約方法の決定については、品確法第14条では、公共工事等の性格、地域の実情等に応じて、多様な方法の中から適切な方法を選択することになっている。同法第15条では競争参加者等の技術提案を求める方式が、同法第16条では段階的選抜方式が、第18条では技術提案の審査及び価格等の交渉による方式などが規定されている。段階的選抜方式は、技術提案を求める方式において競争に参加する者の数が多い場合、公共工事等に係る技術的能力に関する事項を評価して、一定の水準に達した者を選抜した上で、これらの者から落札者を決定することになっている。

競争方式には、発注者が公共工事等に係る技術的能力を有する者を一定の数の範囲で指名し、競争入札させる指名競争がある。なお、指名された者は、入札時までであれば、辞退は可能である。

一般競争は、発注者が公募により、広く参加者を募集し競争させるものであるが、そのうち品確法第16条により技術的能力に関する事項で一定評価される者が入札参加できることになる。

公共工事等の性質又は目的が、会計法第29条の4に規定する、競争を許さない場合や緊急の必要により競争に付することができない場合や競争に付することが不利と認められるときに、発注者が特定の者を指名して随意契約を行う。

プロポーザル方式は、企画競争であり、主に調査等に適用される方式で、発注者から指示された一定の予算規模の中で、調査等の内容に関する参加者の技術的能力や技

術提案を評価して落札予定者を決定するものである。

#### 4. 2 評価方式

評価方式には、概ね下記の3つの評価方式で落札者を決定している。

##### 1) 価格のみの評価

予定価格以下の入札額でかつ競争者間で一番低い入札額が落札となる。ただし、最低制限価格が設定されている場合は、その額以上となる。

##### 2) 価格と技術提案等での総合評価

予定価格以下の入札額（最低制限価格を設定している場合はそれ以上の額）と、当該の公共工事等に関する入札参加者の企業及び技術者の実績と資格、技術提案（技術提案等）を技術評価点として双方を総合評価し、落札者を決定する。国の工事では技術評価点を入札額で割った値で一番高い者を落札者とする除算方式を、調査等は、入札額を点数化し技術評価点との合計で一番高い者が落札者となる加算方式を実施している。

##### 3) 技術のみで評価

いわゆるプロポーザル方式で、落札予定者を決定した後、競争に付することが不利とみなし随意契約となる。

#### 4. 3 国の業務

国の場合、一般的には一般競争総合評価方式である。まず入札参加者から参加表明書を提出し、発注者は参加資格のある者を選定し、その者から技術提案等と入札額を提出してもらい、技術提案等の評価点と価格点（価格点満点×（1－入札額／予定価格））の合計が一番大きい者が落札する。

技術提案等は入札前に発注者から評価点が付与されている。この時点で入札参加者には付与された評価点はない。

なお、プロポーザル方式の場合、入札参加者の実績や資格で技術提案書等の提出者を絞りこんで、技術競争が行われる。

#### 4. 4 地方公共団体の業務

地方公共団体の入札方式は千差万別である。一般競争もあれば指名競争もある。業務量の多い（価格の高い）ものは一般競争であり、少ないものは、指名競争となっている。概して価格競争が多い。技術提案等は企業及び配置技術者の実績と資格を求めており、当該業務に関する技術提案までは求めている。

価格競争で落札候補者となった者には企業及び技術者の実績と資格を確認している場合が多い。価格競争では、最低制限価格の求め方については、国の算定方式に準拠しているか、予定価格の6割などで割合を設定しているか、中には最低制限価格を設定していない団体もある。

予定価格及び最低制限価格が事前公表されている場合や、予定価格のみが事前公表されている場合がある。さら

に事前公表された最低制限価格を基準としてランダム係数を乗じて適用する最低制限価格を設定している。

#### 4. 5 くじ引き

くじ引きの方法も、かつては発注者と複数のくじ引き者の臨席の下で当たりくじを引いていた。現在はほとんどが電子入札であるので、下記の電子くじで落札者が決定される。

$$\sum_{i=1}^m X_i \equiv n \pmod{m}$$

$n=0, 1, 2, \dots, i, \dots, m-1$ の整数

$$X_i = A_i + B_i \quad (A_i + B_i < 1000 \text{ の場合})$$

$$= A_i + B_i - 1000 \quad (A_i + B_i \geq 1000 \text{ の場合})$$

$A_i$  : 入札者が入札時に記載する3桁の非負の整数

$B_i$  : 入札システムの乱数もしくは入札時刻の秒未満の3桁の非負の整数

$m$ はくじ引き参加者数、 $n$ は入札時の順番で決定、この場合 $n$ の番号の符号をもらった入札参加者が落札候補者となる。

地方公共団体では、落札候補者に対し、技術提案等の有資格についての事後審査があることが多い。落札候補者 $n$ の落札資格が不十分な場合、しきり直し、 $n$ を除く $m-1$ の入札参加者で再度システムを動かす。

$$\sum_{i=1}^{m-1} X_i \equiv \bar{n} \pmod{m-1}$$

$\bar{n}=0, 1, 2, \dots, i, \dots, m-2$ の整数

ただし、 $\bar{n}=i$  ( $i < n$ の場合)、

$\bar{n}=i-1$  ( $i > n$ の場合)

今度は、 $\bar{n}$ が事後審査を通ると落札者となる。

## 5. 考察

価格と技術提案等による落札決定方法は、国が先行している。国は入札競争参加全者の技術提案等を審査しているが、地方公共団体では価格競争が主体であり、落札候補者のみに実績及び資格の有無を審査している。これは業務量の低減等によるものと思われるが、技術提案に優れた者を選定できないデメリットがある。

地方公共団体の中には、予定価格の多寡によらず最低制限価格が設定されていない所もある。品質の低下とダンピング競争につながる恐れがある。

予定価格や最低制限価格の事前公表やランダム係数を導入しているため、同点・同額によるくじ引きになるケースが多い。くじ引きは、前章の式中 $B_i$ が全くの乱数であれば、発注者の意図は入らない。そうだとでも技術に優れた新技術・新工法を活用するなど品質を向上させようとする入札参加者が落札しにくいデメリットがある。これらについて、今後なんらかの改善が望まれる。